

上野地区まちづくりビジョン推進会議設置要綱

令和2年12月25日
2台都地一第70号

(目的)

第1条 上野地区におけるまちづくりの方向性を示す「上野地区まちづくりビジョン（以下「まちづくりビジョン」という。）」に基づき、まちづくりを着実に推進するため、上野地区まちづくりビジョン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) まちづくりビジョンに基づくまちづくりの進捗管理に関すること。
- (2) 上野地区全体のまちづくり推進のための協議・調整に関すること。
- (3) まちづくりビジョンの検証・更新に関すること。
- (4) 都市基盤整備等（道路整備、歩行者動線整備等をいう。以下同じ。）に関すること。
- (5) まちづくり等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、上野地区のまちづくりに関して必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 推進会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、別表1に規定する学識経験を有する者のうちから、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、推進会議を代表し、会務を統括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて推進会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しく説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(書面等による会議)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、座長は、緊急の必要性があり、推進会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、会議の招集に代えて、委員に対する書面の回付その他座長が指定する方法により会議を行うことができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する検討事項を専門的に検討するため、推進会議の下に次の専門部会を設置する。

(1) 基盤整備推進部会 都市基盤整備等に関する事項

(2) まちづくり推進部会 まちづくり等に関する事項

- 2 各専門部会は、別表2及び別表3に掲げる者をもって構成する。
- 3 各専門部会に部会長を置き、学識経験を有する者の中から座長が指名する。
- 4 各専門部会は、各部会長が招集する。
- 5 各部会長は、必要に応じて部会に部会員以外の者の出席を求め、意見若しく説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 各部会長は、部会の検討結果を推進会議へ報告する。
- 7 第4項の規定にかかわらず、部会長は、緊急の必要性があり、専門部会を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、会議の招集に代えて、部会員に対する書面の回付その他部会長が指定する方法により会議を行うことができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第8条 会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下これらを「会議録等」という。)は、公開する。ただし、座長が特に必要があると認めるときは、会議録等を公開しないことができる。

(任期)

第9条 座長、副座長及び委員並び専門部会の部会長及び部会員の任期は2年とする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残留期間までとする。

(事務局)

第10条 推進会議の事務局は、都市づくり部地域整備第一課に置く。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

この要綱は、令和5年12月8日から施行する。

別表1（第3条関係）上野地区まちづくりビジョン推進会議

座 長	
副座長	学識経験を有する者
委 員	
委 員	上野まちづくり協議会に属する者
委 員	御徒町駅広場周辺地区まちづくり協議会に属する者
委 員	御徒町駅東側区域まちづくり協議会に属する者
委 員	上野駅周辺全地区整備推進協議会に属する者
委 員	東叡山寛永寺に属する者
委 員	竹町地区町会連合会に属する者
委 員	東上野地区町会連合会に属する者
委 員	上野地区町会連合会に属する者
委 員	上野商店街連合会に属する者
委 員	上野観光連盟に属する者
委 員	東日本旅客鉄道株式会社に属する者
委 員	東京地下鉄株式会社に属する者
委 員	京成電鉄株式会社に属する者
委 員	台東区技監
委 員	台東区企画財政部長
委 員	台東区文化産業観光部長
委 員	台東区都市づくり部長
委 員	台東区土木担当部長

別表2（第7条関係）基盤整備推進部会

基盤整備推進部会長	学識経験を有する者
基盤整備推進部会員	
基盤整備推進部会員	東日本旅客鉄道株式会社に属する者
基盤整備推進部会員	東京地下鉄株式会社に属する者
基盤整備推進部会員	京成電鉄株式会社に属する者
基盤整備推進部会員	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所に属する者
基盤整備推進部会員	東京都建設局に属する者
基盤整備推進部会員	台東区都市づくり部長
基盤整備推進部会員	台東区都市づくり部交通対策課長

別表3（第7条関係）まちづくり推進部会

まちづくり推進部会長	学識経験を有する者
まちづくり推進部会員	
まちづくり推進部会員	上野まちづくり協議会に属する者
まちづくり推進部会員	御徒町駅広場周辺地区まちづくり協議会に属する者
まちづくり推進部会員	上野商店街連合会に属する者
まちづくり推進部会員	上野観光連盟に属する者
まちづくり推進部会員	上野文化の杜新構想実行委員会に属する者
まちづくり推進部会員	東叡山寛永寺に属する者
まちづくり推進部会員	東日本旅客鉄道株式会社に属する者
まちづくり推進部会員	東京地下鉄株式会社に属する者
まちづくり推進部会員	京成電鉄株式会社に属する者
まちづくり推進部会員	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所に属する者
まちづくり推進部会員	東京都建設局に属する者
まちづくり推進部会員	台東区文化産業観光部長
まちづくり推進部会員	台東区都市づくり部長
まちづくり推進部会員	台東区都市づくり部道路管理課長